社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会

令和８年度　職員採用募集要項

１．募 集 職 種　　総合職

２．採　用　日　　令和９年４月１日

３．採用予定者数　　若干名

４．応 募 資 格　　①昭和４２年４月２日以降に生まれた人で、社会福祉士、介護支援専門員、看護師のいずれかの資格を有し、かつ普通自動車免許を有する人。（令和９年３月３１日までに取得見込みの人を含む。）

②平成９年４月２日以降に生まれた人で、普通自動車免許を有する人。（長期勤続によるキャリアの形成を図る観点から若年者を募集します。入職後にキャリアに応じた資格取得にチャレンジする意欲のある人。※資格取得支援制度あり）

５．勤務地及び職務内容

（１）勤務地

佐伯市社会福祉協議会が管理運営している本部・支部

（２）職務内容

・地域福祉事業（企画・調査・相談・広報・地域支援業務）

・在宅福祉事業（相談員業務、生活相談員業務、介護支援専門員業務）

・施設福祉事業（生活相談員業務、介護支援専門員業務、介護業務）

・法人運営事業（総務・庶務・経理業務）

６．次のいずれかに該当する人は、この試験を受験できません。

（１）成年被後見人、被保佐人及び被補助人

（２）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

７．申込受付期間

令和８年８月１７日（月）～ 令和８年９月１６日（水）（当日消印有効）まで

８．応募に関する書類

以下の必要書類（※（１）～（３）は、本会ＨＰからダウンロード可）を全て揃え、封筒に「採用試験受験申込書在中」と朱書きの上、申込受付期間内に持参若しくは郵送にて提出してください。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く８時３０分から１７時００分まで受け付けます。郵送の場合は、必ず簡易書留か特定記録郵便で個人ごとに提出してください。

（１）受験申込書（所定の用紙）　※自筆、写真は３ヶ月以内に撮影したもの
（２）受　験　票（所定の用紙）　※自筆、写真は３ヶ月以内に撮影したもの
※ 写真は、本人の単身胸から上、脱帽、正面向き、背景のない顔写真で、縦３６～４０mm、横２４～３０mm のもの。
（３）履　歴　書（所定の用紙）　※自筆のもの
（４）資格証の写し
（５）返信用封筒２通（長三型）　※受験者への受験票送付用及び合否通知用
※いずれの封筒にも必ず返信先を記入してください。（切手不要）

◆佐伯市社会福祉協議会ホームページアドレス
https://sashakyo.or.jp/

９．採用試験

（１）試 験 日：令和８年９月２６日（土）
（２）会　　場：佐伯市女島一丁目７２５５番地１３（佐伯市社会福祉センター内）
佐伯市社会福祉協議会　１階会議室
（３）受　　付：８：３０～８：５５
（４）試験内容：一般教養試験　　９：００～１０：００
論 文 試 験　　１０：１０～１１：００
面 接 試 験　　１１：１５～１３：００
（５）合格発表：令和８年１０月上～中旬予定（受験者へは文書で通知します。）

１０．採用後の待遇と勤務条件

本会職員の給与規程及び就業規則によります。

（１）初任給　　大卒／基本給　月額２２９，４００円
短卒／基本給　月額２１０，２００円
高卒／基本給　月額１９５，９００円
※上記には初任給調整手当（月額１５，０００円）を含みます。
※前歴換算制度があります。
（２）賞与　　年２回（６・１２月）計４．１ヶ月
（３）各種手当　　資格手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、時間外手当、退職手当
部署によって業務手当、処遇改善手当あり
（４）社会保険　　健康保険、厚生年金、雇用保険等適用
（５）休日・休暇　週休２日制、祝日、夏季休暇、年末年始休暇、年次有給休暇
慶弔休暇、育児・介護休業、子の看護・介護休暇、その他特別休暇

（６）福利厚生　　資格取得支援制度、財形貯蓄、互助共励、健康診断、制服貸与
（７）勤務時間　　午前８時３０分～午後５時
（８）勤務地　　佐伯市内
（９）定年　　６０歳（定年後の再雇用制度あり：６６歳まで）

１１．個人情報の取り扱いについて

職員採用に関して収集した個人情報については、これ以外の目的に使用することなく、本会個人情報保護規程（プライバシーポリシー）に基づき適切に取り扱います。

１２．ハラスメント対策について

職員採用試験において、面接官等から性的な言動により不利益や不快感を与えられた時は、下記相談窓口にご連絡ください。

【相談窓口】　中島　４６－２２２６　大石　２４－１２９９

１３．次の場合は、この試験に合格しても採用される資格を失うものとします。

（１）令和９年３月３１日までに社会福祉士、介護支援専門員、看護師のいずれかの資格を取得できない場合（※嘱託職員として採用する場合あり、資格取得後に正規職員として登用。）
（２）令和９年３月３１日までに普通自動車免許資格を取得できない場合
（３）佐伯市社会福祉協議会採用試験受験申込書や試験に関する書類等に記載漏れや不実記載がある場合

《お申込み及びお問い合わせ先》

〒８７６－０８２３
佐伯市女島一丁目７２５５番地１３（佐伯市社会福祉センター内）
社会福祉法人　佐伯市社会福祉協議会　総務課（大石・山﨑）
ＴＥＬ　０９７２－２４－２９５６／ＦＡＸ　０９７２－２２－９０３１